

令和6年6月27日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

7番	那須英二	8番	加藤明由
----	------	----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安藤正明	副 市 長	村瀬美樹
教 育 長	高山典彦	総 務 部 長	伊藤淳人
市民生活部長	柴田寿文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
建設部長	立石隆信	教 育 部 長	渡邊一弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐藤雅人	会計管理者兼 会計課長	大木弘己
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図書館長	伊藤隆彦	監 査 委 員 長 事務局長	水谷繁樹
総 務 課 長	横江兼光	財 政 課 長	村田健太郎
人事秘書課長	山森隆彦	企画政策課長	佐藤文彦
防 災 課 長	太田高士	税 務 課 長	岩田繁樹
収 納 課 長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子
環 境 課 長	梅田英明	市民協働課長	藤井清和
観 光 課 長	浅野克教	健康推進課長	山守美代子
福 祉 課 長	後藤浩幸	介護高齢課長	富居利彦

児童課長	飯田宏基	総合福祉センター所長兼 十四山総合福祉センター所長兼 いこいの里所長	中山義之
産業振興課長	上田忠次	土木課長	神野忠昭
都市整備課長	三輪秀樹	下水道課長	早川昇作
学校教育課長	田畑由美子	生涯学習課長兼 十四山スポーツセンター館長	飯塚義子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	議事課長	田口邦郎
書記	鈴木悦子		

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第29号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の撤回について
- 日程第3 議案第30号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の撤回について
- 日程第4 議案第24号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第25号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第26号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第27号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第28号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（追加日程）
- 日程第9 議案第31号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 発議第2号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） 会議に先立ちまして報告をいたします。

報道機関より、本日の撮影と放映を許可されたい旨の申出がございました。よって、弥富市議会傍聴規則第 9 条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と加藤明由議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 2 議案第29号 令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）の撤回について

#### 日程第 3 議案第30号 令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の撤回について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第 2、議案第29号令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）の撤回について及び日程第 3、議案第30号令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の撤回について、以上 2 件を一括議題といたします。

安藤市長に撤回理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 初めに、議案の撤回という事態に至りましたことを深くおわびを申し上げます。

令和 6 年 6 月 17 日に提出いたしました議案第29号令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）及び議案第30号令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の撤回について、その理由を御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計決算における赤字を補填するもので、地方自治法施行令第166条の 2 の規定により、前年度繰上充用金として、令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計予算の補正をお願いするものでありました。繰上充用につきましては、本来、地方自治法第235条の 5 に規定する出納整理期間である令和 6 年 5 月 31 日までに行うべき手続でありましたが、令和 5 年度の歳入歳出額が確定してから行うものと誤って認識していたため、出納整理期間内に対処してこなかったことから、法律に基づく対処方法ではない議案を提出することになってしまいました。

本市といたしましては、対処方法を再検討する必要があると考え、関連する 2 議案の撤回

について、弥富市議会会議規則第19条第1項の規定による議会の承認をお願いするものであります。

改めて基本的な誤りがありましたことを深くおわびを申し上げますとともに、職員一同反省し、再発防止に取り組んでまいりたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第29号の撤回について及び議案第30号の撤回について、以上2件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号の撤回について及び議案第30号の撤回について、以上2件を承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第24号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第25号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第6 議案第26号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7 議案第27号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第28号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第4、議案第24号から日程第8、議案第28号まで、以上5件を一括議題といたします。

本案5件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、早川公二総務建設委員長。

○総務建設委員長（早川公二君） それでは、総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

総務委員会に付託されました案件は、議案第24号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてでございます。

本委員会は、去る6月19日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第24号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを審査いたしました。

付託された議案に対し、質疑はなく、討論に入り、条例を改正しなければ進まないことは理解しているが、本質的には、今後様々な情報がひもづけされていく考えのマイナンバーカードを推進していくものであり、賛同できかねるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第24号は賛成多数により原案を了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

次に、加藤克之厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（加藤克之君） 厚生文教委員会委員長報告をさせていただきます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第25号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてをはじめ2件です。

本委員会は、去る6月20日に委員7名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第25号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第26号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、以上2件を一括審査いたしました。

委員から、通告にて、議案第26号については、国保税の2割軽減、5割軽減の人は、改正により何人から何人になるのかとの質問に、市側より、所得を令和5年度税率を令和6年度で試算した見込みでは、5割軽減対象者は998人から1,010人へ12人増え、2割軽減対象者は995人から1,009人へと14人増える見込みであるとの答弁がありました。

また、委員からは、国保税の2割軽減の人や5割軽減の人を緩和する理由はとの質問には、市側より、7割軽減対象の方は所得の関係で上限まで来ているが、2割軽減、5割軽減対象の方は物価の関係で基準額を少し上げたとの答弁でありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第25号及び議案第26号、以上2件は全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、早川公二予算決算委員長。

○**予算決算委員長（早川公二君）** 予算決算委員会に付託されました案件は、議案第27号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第2号）をはじめ4件です。

議長から、議案第29号及び議案第30号について、市側より撤回の申出があったとの報告を受けたため、この2議案については、付託事項審査としては取り扱いませんでした。

本委員会は、去る6月21日に委員15名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第27号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第2号）及び議案第28号令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括審査いたしました。

最初に、市側より説明がありました。付託された議案に対する質疑はなく、討論に入り、議案第27号及び議案第28号について、国民健康保険特別会計に対して電子計算処理等委託料ということで、これはマイナンバーの一体化に伴う措置ということである。今、現状として、マイナンバーカードの一体化を進めているが、各地でトラブルが起き、そのような中、保険証を廃止するとしている。現在の保険証については、来年7月まで使用できるとのことだが、マイナンバーカードによるトラブルやエラーが起きないようにしなければ、今後詐欺等のケースが増えてくるし、現実にも増えていると感じている。

以上のことより、マイナンバーに伴うものに対して賛同することはできないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第27号及び議案第28号、以上2件は賛成多数により原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告といたします。

○**議長（堀岡敏喜君）** これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（堀岡敏喜君）** 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、順次発言を許します。

まず、板倉克典議員。

○**6番（板倉克典君）** 6番 板倉克典です。

通告に従いまして討論いたします。

議案第24号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

条例を改正しなければ、市として進まないことは理解しておりますが、本質的には、今後様々な情報がひもづけされていく考えのマイナンバーカードを推進していくものであり、それは市民の自己の情報をコントロールする権利が侵される可能性があると考えます。その部

分に賛同できかねます。

以上、議案第24号について、反対の討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に基づきまして討論させていただきます。

議案第27号、議案第28号の反対討論でございます。

議案第27号は令和6年度弥富市一般会計補正予算、28号は弥富市国民健康保険特別会計補正予算でございます。

この補正予算の中身は、一般会計補正予算には複数ありますけれども、その中で私が反対理由としているのは、この国保に関するシステム改修費、いわゆる電子計算処理委託料でございます。この電子計算処理委託料に、弥富市としては1,122万円の当市として入っておりますが、この分は国から補填されるということでございます。とはいえ、この一自治体で1,122万円、仮に全国自治体1,600自治体を計算してみますと、ここに11億を超えるような巨額なシステム改修費となるわけでございます。

また、この弥富市でも、マイナンバーカードをつくった人が8割とっておりますけれども、マイナ保険証に連携している人はそのうち6割程度ということでございます。

全国の保険医団体連合会は、1月31日にマイナ保険証の利用をめぐるトラブル実態の調査を行いました。そして、その結果を発表しました。それによりますと、3,523機関、約59.8%の医療機関がカードリーダーのエラーなどでトラブルがあったというふうに回答しております。医療機関で健康保険証の代わりにマイナ保険証を使う際、機器の不具合等で利用ができなかったり、保険の自己負担割合を確認できなかったりするトラブルが相次いでおります。また、ひもづけなどの誤りが原因で無保険扱いとなり、医療費の10割負担を求めざるを得ないケースも出てきています。

そして、ほかにも他人の情報とひもづけされて、3割負担の患者が2割負担と表示されるなど、実態と異なるケースもありました。確認に手間取り、受付業務の負担が軽減されていないと、むしろ増加しているというような状況にあります。

この全国保険医団体連合会の調査によりますと、8割近くの医療機関が保険証の廃止について、残すべきだと反対しております。現場では、全国調査で約6%ほどしか全国的には利用がないと言われております。弥富市では、確認したところ20%程度ということでしたけれども、全国的にも約6%。それでも現場は大混乱に陥っています。システムが不完全なまま保険証をなくせば、医療現場が大混乱することは明白であり、今その中でこのマイナシステムとの一体化、このシステム改修は行うべきではないと考えております。

以上のことにより、反対とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第24号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号及び議案第26号、以上2件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号及び議案第26号、以上2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日、安藤市長より議案第31号が提出をされました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第31号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第9、議案第31号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第31号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度に実施されます定額減税では、減税し切れない方などに給付金を支給するための関連予算を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第31号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を177億5,265万6,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億2,000万円を増額計上するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、民生費におきまして、価格高騰重点支援給付金給付事業（一体支援枠）の価格高騰重点支援給付金1億2,000万円であります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第31号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決をされました。

小久保議員から発議第2号が提出をされました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第2号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を
求める意見書の提出について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第10、発議第2号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者である小久保議員に提案理由の説明を求めます。

小久保照枝議員。

○9番（小久保照枝君） 発議第2号について。

それでは、発議第2号の意見書の提案につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第2号災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書は、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けての支援のため、特段の措置を講じられるよう、政府に対して強く要望するものであります。

以上、この意見書につきましては、関係機関に提出することを提案するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

この意見書に関して質疑させていただきます。

まず、この意見書案の中には、情報発信者や情報発信機器の事前登録によりという文言が入っております。議会運営委員会において、この文言の訂正・修正を求めたにもかかわらず応じていただけなかったもので、まずこの事前登録とは、どのような方、あるいは情報発信機器を想定しているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） お答えいたします。

事前登録とは、市の事前登録でございます。国、県、市、ここの情報登録を事前に登録しておくということです。

そして、もう一点、何でしたっけ。ごめんなさい。

- 議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。
- 7番（那須英二君） 情報発信者や情報発信機器の事前登録という形で書いてあるので、この情報発信者は、先ほど国、県、市ということでお答えいただきました。続いて、この情報発信機器とはどのようなものを想定しているのでしょうか。
- 議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。
- 9番（小久保照枝君） 情報発信機器とは、I o Tセンサーやドローンを活用してのリアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備するというものであります。もちろん今様々なものがインターネットにつながっております。そこを遠隔地での情報確認が可能になる、そういったものを活用するという意味でございます。
- 議長（堀岡敏喜君） 那須議員。
- 7番（那須英二君） I o Tセンサーやドローンは情報発信機器ではないというふうに認識しておりますけれども、その点についてはまた後ほど答えていただければと思いますが、何せ質疑として3問ということですので、もう一つ確認させていただきます。
- そして、なぜ事前登録の必要性があるのか、登録しない場合はどうなるのかお答えください。
- 議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。
- 9番（小久保照枝君） 事前登録をするということによって、市の情報が守られていくという意味でございます。どうしてその情報をしないかということにおいては、やはり市を守るために事前登録をするという意味でございます。
- 議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。
- 7番（那須英二君） ちょっとよく分かりませんが、まず想定が国、県、市ということで、情報発信者に限るということであれば、特に県や市、地方自治体においては、自治体の自主性が地方自治の中に求められているわけですよ。そういう中で、この事前登録をやはりここで限定してしまうことによって、その地方自治の自主性に関して越権行為に当たるのではないかと思います、その点の見解はいかがでしょうか。
- 議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。
- 9番（小久保照枝君） 事前登録をすることによりまして、先ほどもお伝えしましたI o Tセンサーやドローンを活用して市の情報を提供していくという意味でございます。
- 議長（堀岡敏喜君） 質疑3回終わっています。
- 7番（那須英二君） 質疑のほうは終わりましたが、ちょっと答弁として、何て言うのかな、ちゃんとした、きちんとした答弁ではなかったかのように思いますので、そのことは私の討論で考えさせていただきたいと思います。以上です。
- 議長（堀岡敏喜君） 他に質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

この災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書について、反対の立場で討論させていただきます。

ここの災害発生時における信頼性の高い情報連携というのは大変必要なことであり、それについては賛同いたします。ところが、この意見書の案の中には、情報発信者、情報発信機器の事前登録を行うということが明記されておるわけです。私は、この文言について、もっと別の方法で、あるいは創意工夫がある場合、それらを排除してしまう可能性があるということで、この文言について消せれば賛同させていただくということも明言させていただいたんですが、それには応じていただけませんでした。

先ほど確認したところ、この情報発信者というのは国、県、市を想定しております。国はまだしも、県や市は地方自治体でございます。そういう中で、こうした事前登録をほぼ強制的に行うことによって、その地方自治の越権行為に当たるというふうに考えます。その点についても質問させていただきましたが、答えてはいただけませんでした。なぜ事前登録が必要なのか、あるいは登録しない場合どうなるのかという問いに対しても、まともに答えは返ってきませんでした。

そういう中で、やはりこの各自治体の創意工夫によって情報発信は行われているものだというふうに感じております。もちろんそれに対して誤情報、偽情報等はあるとはならないことではあります。そういう中では、信頼性の高い情報連携は必要だと考えておりますけれども、ただし、それについて事前登録を必須と書いてあるものですから、そこについて賛同できることではないので、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、災害において有名なのは、熊本地震のときに動物園からライオンが逃げ出したといったSNSの拡散により、熊本市役所がその取消しにかなり苦労したという事例もあります。もちろん、これだけ個人情報が出ていることについて、日々改善を重ねて、どんどん活用していくべき面と、それからSPI4でしたっけ、内閣府のほうにおいて、特に地方公共団体間で、道路とか水道とかインフラについて既にいろんな情報網ができています。ただ、これが市町村の手挙げ方式になっていまして、弥富市も多分手を挙げていないと思っているんですが、市町村が積極的に国のほうにつながっていけば、かなり今、国のほうとしてはできています。

なので、賛成討論させていただくのは、まず、日頃から一般質問でも申し上げていますが、市の職員があらゆる場面で国や県や民間の人と顔の見える関係をつくっていく。この顔の見える関係がない中において、情報だけ発信しても意味がありません。それをそういう附帯的な要望をつけて、国の側に対しては、先ほど那須議員が質問しておりましたように、どうしても情報を統制していくと、個人情報の統制であったり、情報が統制されるんじゃないかという懸念は当然あります。その点については、やはり災害時ですので、とにかく情報を公開するということがとても大事ですので、国に対しては、恐らくこの意見書というのはそういうことを求めていると思いますので、それは重ね重ね、弥富市議会、弥富市としても、国のほうについては情報の公開、公平な取扱い、それによる災害の命を一人でも守るという決意を要望したい、そういうことだろうということで、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第2号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議員派遣の件

○議長（堀岡敏喜君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件は、会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにし  
たいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手元の配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

その後の情勢により内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただきたいと思いますが、  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただくことを決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第12、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がございま
した。

お諮りします。

議会運営委員長の申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして令和6年第2回弥富市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時34分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 那 須 英 二

同 議員 加 藤 明 由